

第 5 部

設備工事施工管理基準

令和5年10月

大阪広域水道企業団

目 次

第 5 部 設備工事施工管理基準

第 1 編 共通編

第 1 章 総則

第 1 節 総 則 5-1- 1

1-1-1 目 的

1-1-2 適 用

1-1-3 構 成

1-1-4 管理の実施

1-1-5 管理の方法

1-1-6 規格値

1-1-7 是正措置

第 1 編 共通編

第 1 章 総則

第 1 節 総則

1-1-1 目的

この設備工事施工管理基準（以下、「管理基準」という。）は、大阪広域水道企業団が発注するプラント設備工事について施工管理の基準を定めたものである。

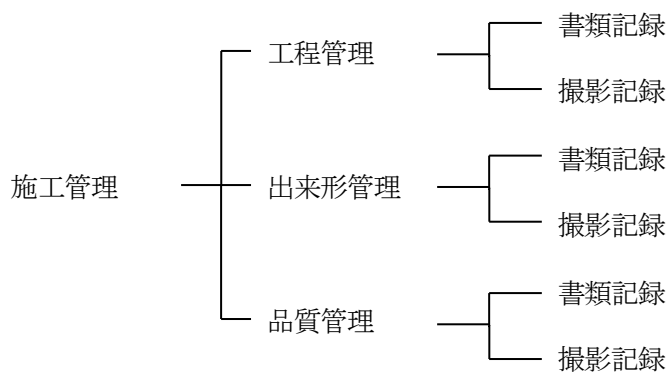
この管理基準は、プラント設備工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格等の確保を図ることを目的とする。

1-1-2 適用

この管理基準は、大阪広域水道企業団が発注するプラント設備工事に適用するものである。契約図書に記載された事項は、この管理基準に優先するものとし、また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合は、監督職員と協議のうえ、施工管理を行うものとする。

1-1-3 構成

施工管理の基本構成は次のとおりとする。



(1) 工程管理

工程管理とは、工期内に工事目的物を完成させるために工事实態を記録し、計画工程との差異を把握し、工事の進捗状況を的確に管理すること。

また、工程管理における撮影記録とは、施工段階及び施工の進行過程を記録すること。

(2) 出来形管理

出来形管理とは、工事の出来形を把握するために、工作物の外観状況、寸法、凸凹、勾配、基準高等を施工の順序に従い直接測定（以下「出来形測定」という。）し、その都度逐次その結果を記録することにより、常に的確な管理を行うこと。

また、出来形管理における撮影記録とは、出来形測定の実施状況、工作物の出来形状況及び結果を記録すること。

(3) 品質管理

品質管理とは、資材等の適切な品質及び仕様書等で定められた必要な施設等の性能・機能を確保するために、物理的、科学的な試験・検査を実施（以下「試験等」という。）し、その都度その結果を記録することにより、常に的確な管理を行うこと。

また、品質管理における撮影記録とは、品質管理の実施状況、試験等実施時の資材または施

設等の品質状況及び結果を記録すること。

(4) 写真管理

写真管理基準は、第4部土木工事施工管理基準によるものとし、大阪府都市整備部の写真管理基準を準用する。これにより電子黒板の使用を可能とする。

1-1-4 管理の実施

1. 受注者は、工事施工前に施工管理計画及び施工管理担当者を定め、施工計画書に記載しなければならない。
2. 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
3. 施工管理は、工事の施工と並行して、1-1-3及び1-1-5に示す方法により管理の目的が達せられるように速やかに実施しなければならない。なお、その結果を逐次施工管理記録簿（第8項）として記録し、適切な管理のもとに保管するとともに、監督職員の請求に対し、直ちに提示するものとする。
4. 受注者は、施工管理に当り、完成後に明視できない部分又は完成後に測定困難な部分について留意しなければならない。
5. 土木工事に係る施工管理については、「第4部土木工事施工管理基準」によるものとする。
6. 受注者は、出来形測定及び試験等の測定値が著しく偏向する場合又はバラツキが大きい場合は、その原因を是正し、常に所要の品質確保をしなければならない。
7. 受注者は、検査時に施工管理記録簿を提出しなければならない。
なお、撮影記録による出来形管理を行った場合には、これを含めるものとする。
8. 施工管理記録簿とは、品質管理図表、試験成績図表等の施工管理に係る記録結果のことをいう。
9. 施工管理に要する費用は、受注者の負担とする。

1-1-5 管理の実施

1. 工程管理
受注者は、工程管理を工程内容に応じた方式（バーチャート方式等）により作成した実施工程表によって管理するものとする。
2. 出来形管理
出来形管理の方法は、設計値と実測値を対比して記録した出来形図表や一覧表等によるほか、構造図への朱記、併記等によるものとする。
3. 品質管理
品質管理の方法は、管理図表、試験成績図表及び製造業者の規格証明書又は試験成績書等によるものとする。
4. その他
撮影記録は、施工段階の確認、出来形測定、品質管理で必要に応じて行うが、完成後明視できない部分の重要な箇所については、品質、出来高の確認ができるように留意するものとする。

1-1-6 規格値

受注者は、「第3部設備工事共通仕様書」に記載の規格値により、測定した各実測（試験・検査・計測）値は、全て規格値を満足すること。

1-1-7 是正措置

1. 工程管理

受注者は、全体及び重要な工種の工程に遅れが生じた時は、直ちに原因を究明し改善策を立案して監督職員と協議すること。

2. 出来形及び品質管理

- ① 受注者は、測定（試験）値が設計（規格）値に対し偏向を示したり、バラツキが大きい場合は、直ちに原因を究明し改善を図ること。
- ② 受注者は、測定（試験）値が規格値を外れた場合には、直ちに原因を究明し改善策をたて、監督職員に報告の上、その指示を受けること。